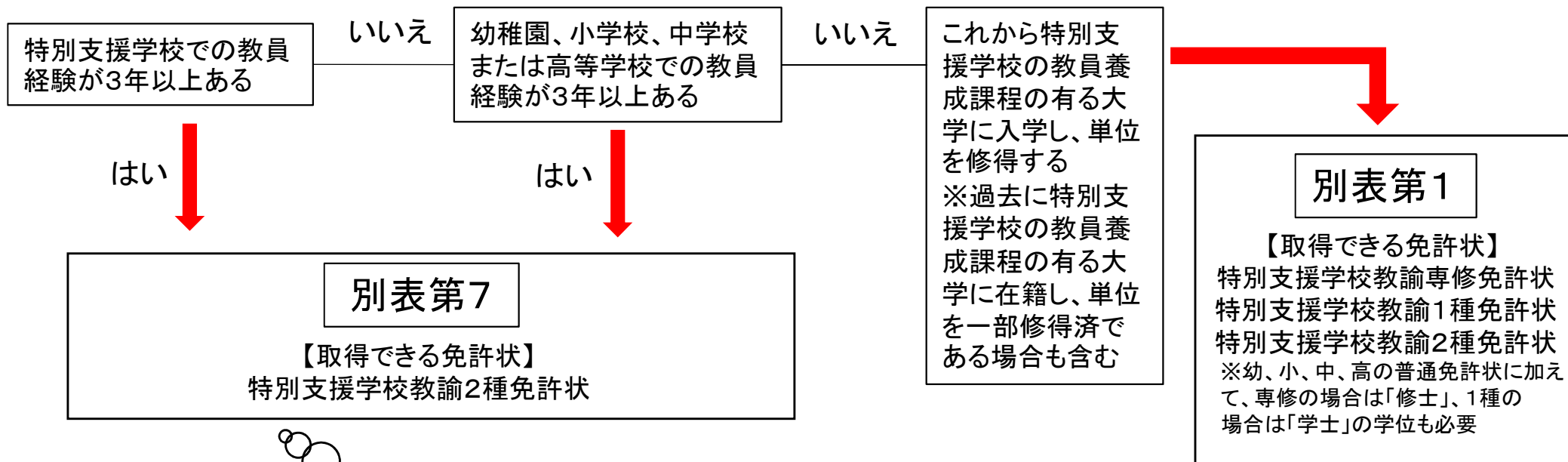


# 特別支援学校教諭免許状取得方法

※はじめて特別支援学校教諭の普通免許状を取得する場合



Point!

<別表第7により取得しようとする場合>

教員経験年数が3年に満たない場合であっても、3年経過後に免許取得することを見据えて、必要単位の修得を始めておくこともできます！

特別支援教育領域について：全5領域 ※【 】は一般的な略称

- ①視覚障害者に関する教育の領域【視】
- ②聴覚障害者に関する教育の領域【聴】
- ③知的障害者に関する教育の領域【知】
- ④肢体不自由者に関する教育の領域【肢】
- ⑤病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域【病】

## 【この図について】

特別支援学校教諭の普通免許状を取得する方法を図にしたものですが、教職経験年数やこれまでの単位修得状況により、どの方法を選択するのがベストなのかは個人ごとに異なりますので、この図はあくまでも「参考」としてください。

- 【別表第1】 教諭の普通免許状を有すること及び学位＋教職課程を有する大学での単位修得により特別支援学校教諭（専修、1種、2種）の免許状を取得する
- 【別表第7】 教員経験＋単位修得により、特別支援学校教諭2種免許状を取得する